

日本接着歯学会認定医制度規則

第1章 総 則

第1条 本制度は、接着歯学の専門的知識及び臨床技能を有する歯科医師を育成・輩出することにより、医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本接着歯学会（以下「学会」という）は、接着歯科治療認定医（以下「認定医」という）の制度を設け、認定医制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 認定医は、接着歯学領域における診断と治療のための高い歯科医療技能を修得するとともに、認定医以外の歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示と対応がとれるよう研鑽を図る。

第2章 認定医の条件

第4条 認定医は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 学会学術大会に出席すること。
- (2) 接着歯学に関連する研究活動に参加したり発表を行うこと。
- (3) 接着歯学に関連する領域の疾患の診断及び治療を行うこと。

なお、上記各号の細目については別に定める。

第5条 前条に拘わらず、学会が特別に認めた場合には認定医になることができる。

第3章 認定医申請者の資格

第6条 認定医の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 認定医申請時において、5年以上引きつづき学会の会員歴を有すること。
- (3) 第4条の認定医の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 認定医の申請

第7条 認定医の資格を取得しようとする者は、学会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。

第8条 認定医申請者は、別に定める申請書類を認定手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第5章 認定審議会

第9条 認定医としての適否を審査するために、認定審議会（以下「審議会」という）を設置する。

第10条 審議会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員は認定医である理事・評議員の中から会長が推薦し、理事会の議を経て理事・評議員会の承認を受ける。

3. 委員の任期は2年とし、連続2期までとする。

4. 委員長及び副委員長各1名を委員の互選により選出する。

第11条 審議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2. 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。

3. 審議会は、必要に応じて開催する。

第6章 認定医登録

第12条 審議会の審査に合格した者は、所定の登録料を納入しなければならない。

第13条 学会は前項に基づき認定医登録を行い、合格者に認定証を交付するとともに、日本接着歯学会雑誌及び本学会総会において報告する。

第7章 資格の更新

第14条 認定医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第15条 認定医の資格の更新に当たっては、5年にわたる認定期間の間に別に定める条項

を満たさなければならない。

第16条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第8章 資格の消失

第17条 認定医は、次の各号の条件を欠いたとき、審議会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定医資格の更新手続きを行わなかったとき。
- (5) 認定審議会が認定医として不適当と認めたとき。

第18条 認定医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医の資格を申請することができる。

第9章 補 則

第19条 審議会の決定内容に異議のある者は、会長に申し立てることができる。

第20条 この規則の改訂については、理事会、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第21条 認定医制度運営に関しては、別に認定医制度運営委員会を設ける。

附 則

この規則は、平成13年1月27日から施行する。

規則施行に伴う暫定措置

第1条 本学会の会員歴が通算8年以上あって、学会が認める学術集会または機関誌に接着歯学に関する発表を1回以上行った者は、申請により認定医となることができる。

第2条 暫定措置期間中の審議会は、常任理事がこれにあたる。

第3条 暫定措置の期間は、本制度発足より3年間（平成13年1月27日より平成16年1月26日まで）とする。